

令和 7 年度 人事行政の運営等の状況

令和 8 年 9 月

埼葛斎場組合

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	
	(1) 職員の採用の状況	・・・ P 1
	(2) 職員の退職の状況	・・・ P 1
	(3) 行政職の状況	・・・ P 1
	(4) 再任用職員の状況	・・・ P 1
	(5) 会計年度任用職員の状況	・・・ P 1
	(6) 年齢別職員構成の状況	・・・ P 1
	(7) 担当別職員数の状況と主な増減理由	・・・ P 1
2	職員の人事評価の状況	・・・ P 1
3	職員の給与の状況	
	(1) 人件費の状況	・・・ P 2
	(2) 職員給与費の状況	・・・ P 2
	(3) 特別職の給与などの状況	・・・ P 2
	(4) 職員の初任給の状況	・・・ P 2
	(5) 職員手当の状況	・・・ P 2
	(6) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況	・・・ P 2
4	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
	(1) 職員の勤務時間及び割振り	・・・ P 3
	(2) 育児休業などの取得状況	・・・ P 3
	(3) 年次有給休暇の取得状況	・・・ P 3
	(4) 休暇制度の概要	・・・ P 3
5	職員の分限及び懲戒処分の状況	・・・ P 4
6	職員の服務の状況	・・・ P 4
7	職員の研修の状況	・・・ P 4
8	職員の福祉及び利益の保護の状況	・・・ P 5
9	公平委員会の業務の状況	
	(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	・・・ P 5
	(2) 不利益処分に関する審査請求の状況	・・・ P 5
10	職員の退職管理の状況	・・・ P 5

埼葛斎場組合職員の給与などの人事行政の運営状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

■(1) 職員の採用の状況(令和7年度)

(単位:人)

区 分	事 務 職	技 術 職	合 計
新規採用者	0	0	0

■(2) 職員の退職の状況(令和7年度)

(単位:人)

区 分	事 務 職	技 術 職	合 計
定年退職者	0	0	0
勸奨退職者	0	0	0
普通退職者	0	0	0
合 計	0	0	0

■(3) 行政職の状況(令和8年4月1日現在)

(単位:人)

区 分	行 政 職							計
	1・2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
標準的な職務内容	主事級	主任級	主査級	主幹級	課長級	次長級	部長級	合 計
職 員 数	0	1	3	1	0	1	0	6

■(4) 再任用職員の状況(令和8年4月1日現在)

(単位:人)

区 分	フルタイム	短時間	合 計
再任用職員	0	0	0

■(5) 会計年度任用職員の状況(令和8年4月1日現在)

(単位:人)

区 分	事 務 職	技 術 職	合 計
フルタイム 会計年度任用職員	0	0	0

■(6) 年齢別職員構成の状況(令和8年4月1日現在)

(単位:人)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 以上	合 計
職 員 数	0	0	0	2	4	0	6

■(7) 担当別職員数の状況と主な増減理由

(単位:人)

区分	R7年度職員数	R8年度職員数	前年度比較
管理担当	3	3	0
うち派遣	1	1	0
斎場担当	2	2	0
合 計	5	5	0

(注) 1 各年4月1日現在の職員数です。

2 兼務職員、局長を除く。

2 職員の人事評価の状況(令和7年度)

公務能率の向上、職員の能力開発及び人材育成を目的として、人事評価を行っています。

対象職員	全職員
評価要素	業績、能力、地域貢献、自己啓発など
評価回数	年1回

※派遣職員は、春日部市職員の人事評価となります

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和7年度決算)

歳出総額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
318,934,222円	62,635,733円	19.6%

(注) 人件費には、管理者や議長などの特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(令和8年度一般会計当初予算)

職員数(A)	給与費				1人当たりの給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
6人	28,720千円	6,633千円	13,226千円	48,579千円	8,097千円

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
 2 派遣職員を含みます。
 3 特別職の給料、報酬などは含みません。

(3) 特別職の給与などの状況(令和8年4月1日現在) (4) 職員の初任給の状況(令和8年4月1日現在)

区分	報酬(年額)
管理者	80,000円
副管理者	70,000円
議長	70,000円
副議長	65,000円
議員	62,000円

区 分		初任給
一般行政職	大学卒	237,600円
	短大卒	225,600円
	高校卒	213,100円

(5) 職員手当の状況(令和8年4月1日現在)

区分	支給内容(月額)		
扶養手当	① 父母・孫等	ただし、部長級職員については3,500円	6,500円
	② 子		13,000円
	③ 満16歳～満22歳の子	※ ②の額に加算	5,000円
地域手当	(給料月額+扶養手当+管理職手当) × 6%		
住居手当	借家・借間(最高限度額)		28,000円
通勤手当	① 交通機関利用者は運賃相当額(最高限度額)		150,000円
	② 交通用具使用者は通勤距離に応じた額(2km以上)		2,000円～66,400円
	③ 駐車場等利用者は料金に相当する額(最高限度額)		5,000円
特殊勤務手当	斎場業務手当 日額350円		
賞与	支給期別	(期末手当)	(勤勉手当)
	6月期	1.2625月分 (0.7125月分)	1.0625月分 (0.5125月分)
	12月期	1.2625月分 (0.7125月分)	1.0625月分 (0.5125月分)
	計	2.525月分 (1.425月分)	2.125月分 (1.025月分)
	※職務の級などによる加算措置があります。(主査級以上) ※()内は、再任用職員に係る支給割合です。		
退職手当	勤続年数	(自己都合)	(勸奨・定年)
	勤続 20年	19.669500月分	24.586875月分
	勤続 25年	28.039500月分	33.270750月分
	勤続 35年	39.757500月分	47.709000月分
	最高限度額	47.709000月分	47.709000月分

(注) 1 職員手当は、地方自治法第204条に基づき、職員の給与条例などに規定した手当を支給しています。
 2 本組合は、埼玉県市町村総合事務組合に加入し、退職手当の事務は同組合で行っています。

(6) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況(令和8年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	387,550円	51.43歳

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

■(1)職員の勤務時間及び割振り(令和8年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土・日曜日

※斎場担当の週休日は、4週間に付き友引の日を含む8日となります。(埼玉斎場組合職員の勤務時間等に関する規定による。)

■(2)育児休業などの取得状況(令和7年度)

区 分	取得者数	うち新規取得者	男女別		給与	制度の概要
			男	女		
育児休業	0	0	0	0	無給	3歳に満たない子を養育するための休業
育児短時間勤務	0	0	0	0	一部減額	小学校就学前の子を養育するための短時間勤務
部分休業	0	0	0	0	一部減額	小学校就学前の子を養育するための1日2時間以内の休業

(注) 延べ人数です。

■(3)年次有給休暇の取得状況(令和7年度)

総付与日数	総使用日数	職員数	取得日数(1人あたり)
239日	95日	6人	15日2時間57分

(注) 派遣職員を含みます。

■(4)休暇制度の概要(令和8年4月1日現在)

種 類		概 要	
年次有給休暇		有給	労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる休暇
病 気 休 暇		有給	負傷、疾病の治療で、同一疾病などにつき90日を限度
主 な 特 別 休 暇	産前産後休暇	有給	出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から産後8週間までの期間
	子の看護休暇	有給	小学校三年生までの子(配偶者の子を含む)の看護等で1つの年度につき5日(小学校三年生までの子が2人以上の場合は10日)以内
	忌 引 休 暇	有給	死亡した人との親族関係(続柄)、生計関係に応じ1日～10日の範囲内
	結 婚 休 暇	有給	結婚に際して6日の範囲内
介 護 休 暇		無給	職員の親族で負傷、または疾病、老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある人の介護で6月以内
介 護 時 間		無給	職員の親族で負傷、または疾病、老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある人の介護で1日2時間以内
組 合 休 暇		無給	職員団体の業務や活動に従事するために認められる休暇

5 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和7年度)

区 分	種 類	内 容	処 分 者 数
分限処分	休 職	● 心身の故障のため、長期の療養を要するとき ● 刑事事件に関し起訴されたとき	0人
	降 任 免 職	● 勤務成績が良くないとき ● 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えがたい場合 ● 上記のほか、その職務に必要な適格性を欠くとき ● 廃職または過員を生じたとき	0人
懲戒処分	戒 告 減 給 停 職 免 職	● 地方公務員法など、またはこれに基づく条例、規則、規程に違反したとき ● 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき ● 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったとき	0人

6 職員の服務の状況

服務の根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と地方公務員法で規定されています。そのため同法では、職員に次の義務を課しています。

◆法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)	◆政治的行為の制限(同法第36条)
◆信用失墜行為の禁止(同法第33条)	◆争議行為等の禁止(同法第37条)
◆秘密を守る義務(同法第34条)	◆営利企業等の従事制限(同法第38条)
◆職務に専念する義務(同法第35条)	

7 職員の研修の状況(令和7年度)

効率的かつ質の高い行政運営のため、さまざまな研修を実施し、職員の資質、能力の向上を図るとともに、幅広い視野と新たな視点に立った政策を立案できる人材育成に努めています。

研 修 の 種 類	内 容	受 講 者 数
階 層 別 研 修	新規採用職員研修、主事・技師級研修、主任研修、主査研修、主幹研修、課長級研修、部・次長級研修	0人
専 門 研 修	地方公務員法研修、地方自治法研修など	0人
特 別 研 修	普通救命講習会、人権・同和行政研修、安全運転講習会、評価者研修など	0人
派 遣 研 修	埼玉県、彩の国さいたま人づくり広域連合、市町村アカデミーなど	0人
そ の 他	自己啓発、通信教育講座など	6人
合 計		6人

(注)延べ人数です。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況(令和7年度)

区 分	内 容
埼玉県市町村職員 共済組合	■短期給付 ・病気、ケガ、出産、死亡、休業、災害などに対しての給付 ■長期給付 ・厚生年金、障害共済年金、遺族共済年金などの年金の給付 ■福祉事業 ・予防検診、メンタルヘルス相談、宿泊施設利用などの各種助成事業、各種貸付事業など
職 員 互 助 会	■冠婚葬祭に係る慶弔など ・会費：2,000円(毎月)

9 公平委員会の業務の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

- 令和7年度の措置要求はありませんでした。

(2)不利益処分に関する審査請求の状況

- 令和7年度の審査請求はありませんでした。

10 職員の退職管理の状況(令和7年度)

再就職した元職員が現職職員に対して、契約等の事務について、要求や依頼(働きかけ)をすることは地方公務員法で禁止されています。ただし、元職員からの申請により、公務の公正性の確保に支障が生じないと認められた場合に、その働きかけが承認されます。

○令和7年度は、再就職した元職員からの承認申請はありませんでした。